

平成30年上半期における特殊詐欺認知・検挙状況等について

(※ 平成30年の値は暫定値)

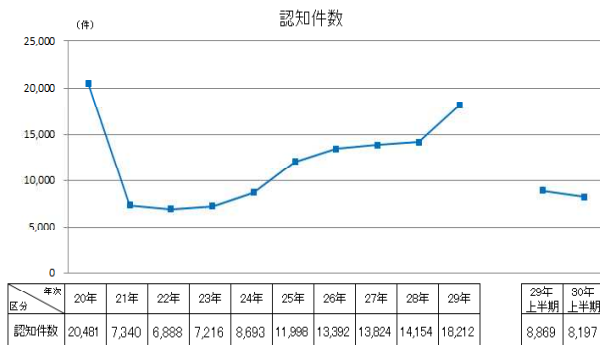
1 特殊詐欺(※1)の認知状況

(1) 情勢全般

- 認知件数は平成22年以降、平成29年まで7年連続で増加し、本年上半期は8,197件(前年同期比-672件、-7.6%)、被害額は平成26年以降、平成29年まで3年連続で減少し、本年上半期は174.9億円(前年同期比-13.3億円、-7.1%)であり、依然として高水準。
- 38道府県において認知件数が減少した一方で、東京(2,037件、+524件)、神奈川(1,372件、+382件)の認知件数が大幅に増加(※2)
- 既遂1件当たりの被害額は、226.7万円(+1.2万円、+0.5%)。

※1 面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込み詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺)、振り込み詐欺以外の特殊詐欺(金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺)を総称したものをいう。

※2 認知件数が増加した都県～福島、東京、埼玉、神奈川、山梨、静岡、島根、山口、沖縄



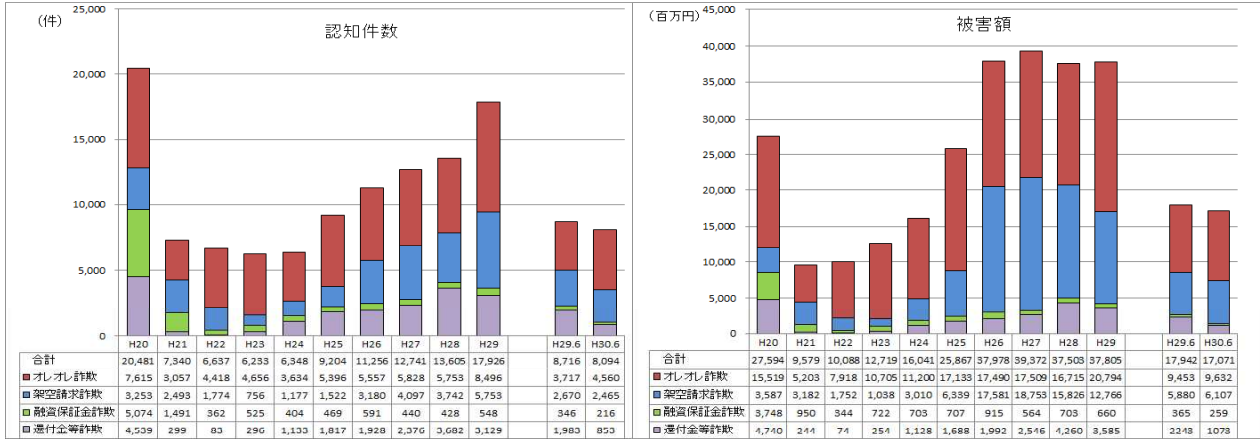
(2) 手口別の認知状況

- 昨年増加したオレオレ詐欺は、本年上半期も認知件数・被害額共に前年同期比で増加(4,560件(+843件、+22.7%)、96.3億円(+1.8億円、+1.9%))。昨年増加した架空請求詐欺は、本年上半期の認知件数は前年同期比で減少、被害額は前年同期比で増加(2,465件(-205件、-7.7%)、61.1億円(+2.3億円、+3.8%))。これら2手口で認知件数全体の85.7%を占める。

- 昨年減少した還付金等詐欺は、本年上半期も認知件数・被害額共に前年同期比で大幅に減少（853件（-1,130件、-57.0%）、10.7億円（-11.7億円、-52.2%））。

振り込め詐欺手口別認知件数の推移

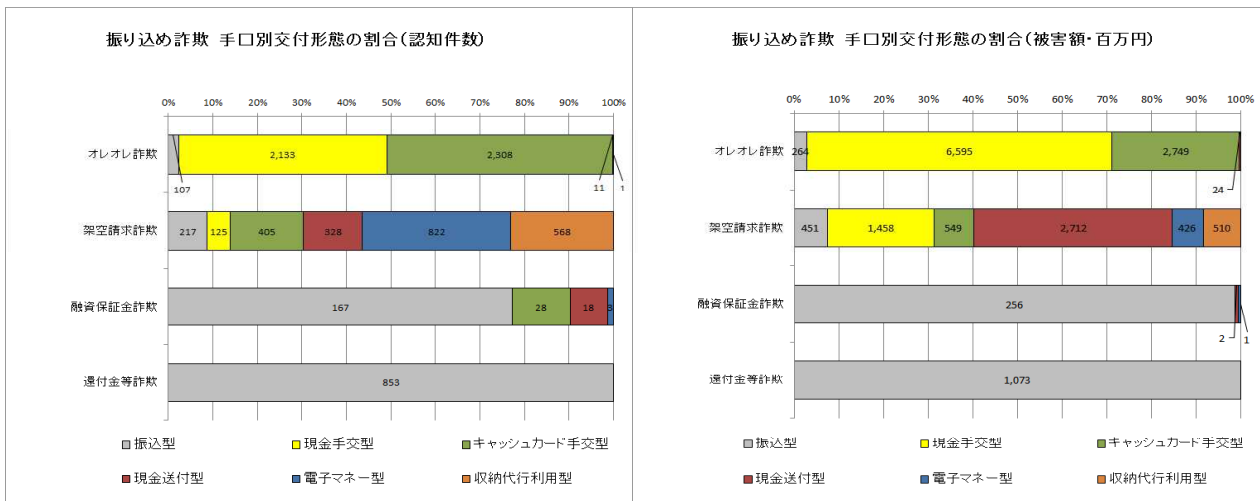
振り込め詐欺手口別被害額の推移



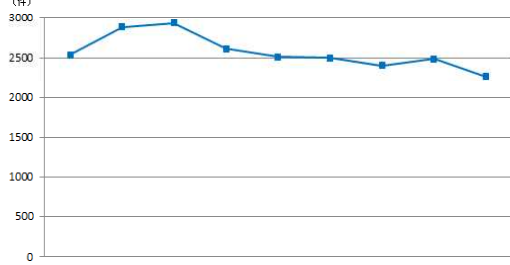
(3) 被害金交付形態別の認知状況

- 現金手交型は依然として高水準（2,268件（-135件、-5.6%）、81.0億円（-6.9億円、-7.9%））。キャッシュカード手交型は27年上半期から引き続き増加（2,741件（+1,289件、+88.8%）、33.0億円（+11.4億円、+52.6%））。電子マネー型は平成29年下半期から引き続き減少（826件（-693件、-45.6%）、4.3億円（-3.4億円、-44.2%））。昨年8月から増加した収納代行利用型（※3）は、本年に入り減少傾向（569件（+366件、+180.3%）、5.1億円（+3.3億円、+180.8%））。

※3 収納代行利用型：収納代行とは、通信販売等の代金や公共料金の支払いについて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者（収納代行会社）が、以後の決済手続を代行するものであるが、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行の方法での支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態を「収納代行利用型」としている。

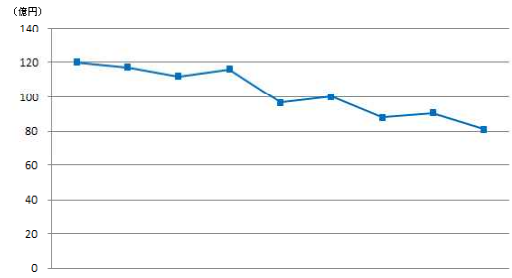


現金手交型認知件数



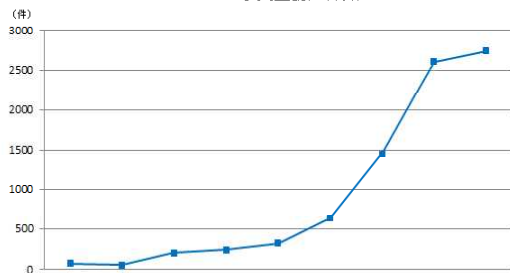
区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
認知件数		2,537	2,878	2,925	2,612	2,512	2,499	2,403	2,483	2,268

現金手交型被害額



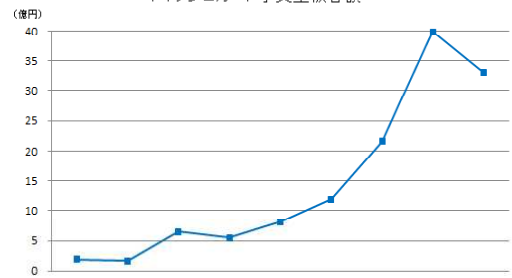
区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
被害額		120.2	117.3	111.9	116.1	96.8	100.2	87.9	90.7	81.0

キャッシュカード手交型認知件数



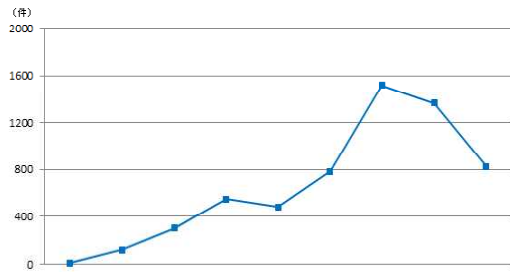
区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
認知件数		73	53	199	240	318	633	1,452	2,604	2,741

キャッシュカード手交型被害額



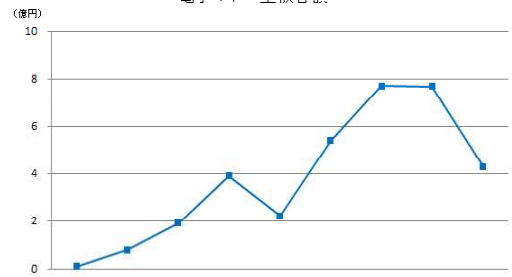
区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
被害額		1.9	1.6	6.5	5.5	8.1	11.9	21.6	39.9	33.0

電子マネー型認知件数



区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
認知件数		11	121	301	547	481	783	1,519	1,369	826

電子マネー型被害額



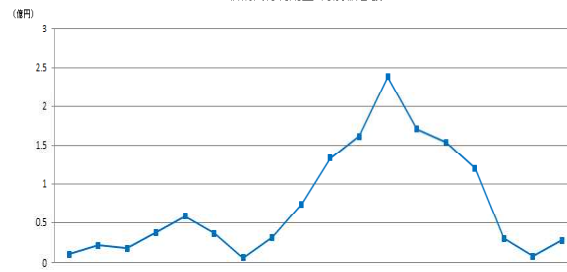
区分	年次	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期	29年上半期	29年下半期	30年上半期
被害額		0.1	0.8	1.9	3.9	2.2	5.4	7.7	7.7	4.3

収納代行利用型 月別認知件数



区分	月	29年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
認知件数		22	36	37	46	42	20	8	51	108	151	205	200	113	147	145	81	42	41

収納代行利用型 月別被害額



区分	月	29年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
被害額		0.1	0.2	0.2	0.4	0.6	0.4	0.1	0.3	0.7	1.3	1.6	2.4	1.7	1.5	1.2	0.3	0.1	0.3

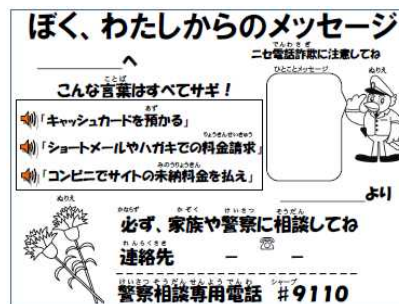
(4) 高齢者の被害状況

- 特殊詐欺全体での高齢者（65歳以上）の被害の認知件数は、6,205件（-190件、-3.0%）。特殊詐欺全体の高齢者被害の認知件数が占める割合（高齢者率）は75.7%（+3.6P）。オレオレ詐欺の認知件数の増加と架空請求詐欺の認知件数の減少に伴い、特殊詐欺全体の高齢者率は前年から増加。高齢者の被害防止が引き続き課題。
- 手口別で高齢者率が高いのは、オレオレ詐欺（96.8%）、還付金等詐欺（84.6%）の2手口。

2 平成30年上半期における特殊詐欺対策の取組

(1) 防犯指導・広報啓発の推進

- 高齢者を取り巻く家族への働き掛けを強化し、コミュニケーションをとって家族の絆を深め、互いに確認をとることを促す取組を実施。



「家族の絆」メッセージチラシのプレゼントキャンペーン（茨城県警察）

（県内の全児童が、特殊詐欺被害防止のメッセージチラシを作成し、母の日に祖父母等に対してプレゼントするもの。）



特殊詐欺被害防止DVDによる広報啓発活動の推進（埼玉県警察）

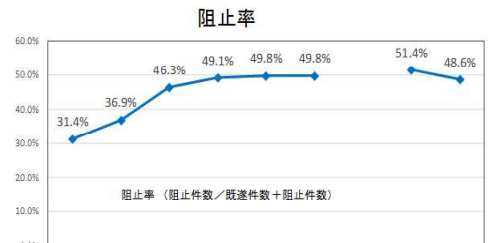
（「家族の絆で防ぐ特殊詐欺！」と題した被害予防DVDを制作、警察による企業の防犯講話や被害防止キャンペーン会場での放映、協力団体の社員教養の場における活用により、特殊詐欺被害防止を訴えかけるもの。）

- 特殊詐欺等の捜査過程で押収した高齢者の名簿を活用し、注意喚起を実施（22都府県でコールセンターによる注意喚起を実施（又は実施予定））。高齢者に加え、予兆電話多発地域の金融機関等にも注意喚起を実施。
- 犯人からの電話に出ないために、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することなどの働き掛けを実施。

- 自動通話録音機につき、自治体等と連携した無償貸与等の普及活動を推進（30年6月末現在、45都道府県で約9万台分を確保）。全国防犯協会連合会と連携し、迷惑電話防止機能を有する機器の推奨を行う事業を実施。

(2) 関係事業者との連携による水際対策の推進

- 金融機関等と連携した声掛けにより、認知件数とほぼ同数の被害を阻止しており、阻止率は約5割（48.6%）。高齢者の高額払戻しに際しての警察への通報につき、金融機関との連携を強化。



- 還付金等詐欺対策として、金融機関と連携し、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円（又は極めて少額）とし、窓口に誘導して声掛け等を行う取組を推進し（47都道府県・396金融機関（地方銀行の86.5%、信用金庫の98.5%）で実施）、これにより30年上半期中に23件を阻止（累計では137件）。全国規模の金融機関等においても取組を実施。

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	29年上半期	30年上半期
認知件数(既達)	8,132	11,161	12,444	12,769	13,253	17,239	8,348	7,717
阻止件数	3,721	6,540	10,731	12,332	13,139	17,107	8,834	7,298
阻止/(認知+阻止)	31.4%	36.9%	46.3%	49.1%	49.8%	49.8%	51.4%	48.6%
阻止額(億円)	95.1	193.4	296.5	267.0	188.6	182.5	96.2	75.2

- キャッシュカード手交型への対策として、警察官や銀行職員等を名乗りキャッシュカードをだまし取る手口の広報、キャンペーン等による被害防止活動を推進。



キャッシュカード手交型被害防止グッズ（群馬県警察）

- 電子マネー型、収納代行利用型への対策として、コンビニエンスストアや電子マネー発行会社、収納代行会社と連携し、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への声掛け、チラシ等の啓発物品の配布、端末機の画面に注意喚起を表記するなどの被害防止対策を推進。



電子マネー収納ケース（新潟県警察）



配布用チラシ（富山県警察）

(3) 犯行グループの壊滅に向けた検挙対策

ア 取締りの推進

- 架け子を一網打尽にする犯行拠点の摘発を推進し、30箇所を摘発(-5箇所)。
- だまされた振り作戦や職務質問による現場検挙等を推進した結果、受け子や出し子、それらの見張役の検挙人員は847人(+137人、+19.3%)となり、前年同期比で増加。
- これらの取組を推進したところ、検挙件数は2,485件(+530件、+27.1%)、検挙人員は1,325人(+269人、+25.5%)となり、増加。
- 特殊詐欺は組織犯罪であり、暴力団の一定の関与も認められる(検挙被疑者に占める暴力団構成員等(※4)の割合:約22.0%)。
- 少年の検挙人員は368人で、特殊詐欺全体の検挙人員の約3割(27.8%)を占めており、増加傾向(+186人、+102.2%)。役割別では約7割(73.1%)が受け子で、特殊詐欺全体の受け子の検挙人員の約4割(36.7%)を占める。

※4 暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者



【犯行拠点の内訳】

東京	埼玉	千葉	神奈川	大阪	福岡
21	2	3	2	1	1

賃貸 マンション	賃貸 オフィス	ホテル	民泊	一般住宅	カラオケ ボックス
22	2	3	1	1	1

イ 犯行ツール対策の推進

- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上使用できなくする「警告電話事業」を29年度に開始(30年3月末現在で対象となった5,539番号のうち、効果があったのは4,421番号(79.8%)) (※5)。
- 犯行に利用された携帯電話に関して、利用が拡大するMVNO(※6)(仮想移動体通信事業者)の携帯電話についても役務提供拒否に関する情報提供を推進(5,540件の情報提供を実施)。

- 預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進し、2,079件（-101件）、1,522人（-67人）を検挙。

※5 本事業では、20日間連続して架電し、警告メッセージを流すこととしており、この20日間に再度犯行に使用されなければ事業効果ありとみなしている。

※6 Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

3 今後の取組

(1) 社会全体で取り組む被害防止対策の推進

高齢者の被害や多発する手口の被害防止に向けて、高齢者やその家族、事業者等も含めた社会全体での被害防止活動を強力に推進。

ア 訴求力の高い広報啓発等

- 高齢者やその家族の心に響く広報啓発を展開し、家族の絆を深めて被害防止を図る取組を実施。
- コールセンター事業の充実、押収名簿を活用した防犯指導・注意喚起。
- 犯人からの電話に出ないために、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することの働きかけや迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進。
- 多発するキャッシュカード手交型の被害防止を図るため、キャッシュカードをだまし取る手口の周知等による被害防止活動を強化。
- マスメディア、インターネット、電子メールやSNS等の活用を強化。

イ 実態に即した事業者ごとの水際対策

- 金融機関
キャッシュカード手交型への対策として、高齢者のATM利用制限の拡充。
また、現金手交型への対策として、高齢者の高額な払い戻しに係る全件通報の強化。
- コンビニエンスストア
電子マネー型への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けや端末機の画面による注意喚起の一層の強化。
- その他の事業者
電子マネー発行会社や収納代行会社等との連携を更に深め、犯行手口等の注意喚起や被害回復を推進。

(2) 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組

架け子及び受け子等の検挙を推進するとともに、中枢被疑者の検挙を指向。

- 拠点摘発による架け子の検挙
引き続き、首都圏を中心とする徹底した摘発を推進。
- 受け子及びキャッシュカード手交型における出し子の現場検挙
だまされた振り作戦による現場設定型の検挙の推進と被害発生後の追跡捜査の徹底。

- 組織犯罪対策部門との連携等による実態解明や突き上げ捜査に基づく中枢被疑者の検挙
 - ・ 組織犯罪対策部門を始めとする各部門の連携により、犯行拠点や犯行グループに関する情報収集や分析活動の強化。
 - ・ 架け子及び受け子等の検挙からの突き上げ捜査の徹底。
- 犯行への新規参入を阻止するための取組の強化
 - ポスター等を活用した広報啓発に加え、少年が受け子等として特殊詐欺に加担している現状等についての関係機関等と連携した情報発信や、非行防止教室等の開催等、少年の規範意識向上を図る。
- (3) 犯行に利用される電話の無力化に向けた更なる取組**
 - 関係省庁、事業者と連携し、犯行利用電話の実態に応じた無力化対策を引き続き推進。
 - 犯行利用電話の無力化
 - レンタル携帯電話やMVNOの携帯電話につき、引き続き、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する情報提供を推進するほか、犯行利用電話に対する利用停止要請の制度を活用。
 - 固定電話番号に関しても、電話転送等を利用して相手方に固定電話番号を表示させる仕組みへの対処も含めて、関係省庁や事業者と連携して有効な対策を講じていく。
 - 警告電話事業の継続実施
 - 犯行利用電話に対して、繰り返し警告メッセージを流す警告電話事業を引き続き推進。